

招集期日 平成21年12月2日（水曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第1委員会室

開 会 12月2日（水曜日）午前 9時29分

閉 会 12月2日（水曜日）午前10時58分

出席委員	委員長	平山五郎	副委員長	齋藤國男
	委員	吉澤かつら	委員	宮岡幸江
	委員	塩屋和雄	委員	堤利夫
	委員	小島清人	委員	駒井勲

欠席委員 な し

説明のため出席した職員	企画部長	総務部長
	消防長	議会事務局長
	関係職員	

委員会に出席した事務局職員 玉井栄治 沼井俊明

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、補正予算1件、請願1件の計2件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案の審査の順序につきましては、既にご配付のとおり議案第107号の補正予算、請願第4号の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序につきましては、ただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第107号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第6号）のうち所管のもの

委員長 議案第107号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第6号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、消防所管のものについて消防長より説明を求めます。

概要説明

消防長 改めましておはようございます。それでは、消防所管のものについてご説明を申し上げたいと思います。

補正予算説明書の41から42ページをお開きいただきたいと思っております。款9項1消防費、目1常備消防費、大事業、職員給与費658万8,000円の減額は、人事院勧告に基づく給料の引き下げ及び期末勤勉手当の支給月の引き下げによる減額と、共済費負担金の率が引き上げられたことによる増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより消防所管のものについて質疑に入ります。
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ消防所管のものについての質疑を終結いたします。

 以上で消防所管のものについての質疑は終了しましたが、各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

 暫時休憩いたします。

 午前 9時33分 休憩

 午前 9時35分 再開

委員長 会議を再開いたします。

 次に、企画部所管のものについて企画部長より説明を求めます。

概要説明

企画部長 おはようございます。平成21年度一般会計補正予算（第6号）における企画部所管の予算概要につきましてご説明を申し上げます。

 初めに、歳入について申し上げます。お手元の補正予算（第6号）説明書のうち、恐れ入りますが、11ページから12ページをお願いいたします。款19繰入金、項2特別会計繰入金、目10水道事業会計借入金の12億円につきましては、国民健康保険特別会計において財源不足が生じ、一般会計からの繰出金の増額が必要となりましたが、市税が減少するなど一般会計の状況も厳しいことから、繰出金の資金を水道事業会計から借り入れるものでございます。

 続きまして、歳出について申し上げます。補正予算説明書15ペ

ージから16ページをお願いいたします。款2 総務費項1 総務管理費目1 一般管理費のうち、大事業、職員給与費3,147万7,000円の減額は、人事院勧告に基づく給与改定及び職員の実配置に伴うものであります。

また、大事業、人事管理費615万6,000円の増額は、産前、産後休暇、育児休業に伴う正職員の欠員補充のための代替職員、これはパート職員でございます。この人員増に伴うものでございます。

続きまして、ページが飛んで恐縮でございますが、51ページから52ページをお願いいたします。款13項1目1 予備費の2,517万9,000円の増額は、今回の補正予算における歳入歳出調整の結果、歳入が歳出を上回りましたので、予算調整のため予備費に加算するものでございます。

以上で企画部所管の一般会計補正予算（第6号）の概要説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

委員長 これより企画部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ企画部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で企画部所管のものについての質疑を終了いたしました。以上で各部所管のものについて質疑が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時38分 休憩

午前 9時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて総務部長より説明を求めます。

概要説明

総務部長 それでは、総務部所管の入間市一般会計補正予算（第6号）につきまして、その概要につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。お手元の補正予算説明書11ページから12ページをお開き願いたいと思います。款17財産収入、項2財産売払収入、目1物品売払収入、大事業、不用物品売払収入86万3,000円の増額につきましては、既に売り払いが終了しました庁用車3台分の売払収入でございます。内訳を申し上げます。総合クリーンセンターで平成11年度から配備、使用されてきました2トンの塵芥車1台分、これが10年経過し、代替車両導入に伴い不用となりましたので、66万9,840円で売却するものでございます。同じく平成11年度からデイサービスセンターへ貸し出した車両、リフト式ですが、2台ありますが、これらにつきましてもう返却されましたので、やはり10年経過し、特殊車両のため他部署のほうで使用の希望もありませんでしたので、売り払い処分を行うものでございます。リフトバス2台分で19万4,625円でございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。同じく説

明書15ページから16ページをご参照願いたいと思います。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、大事業、電子情報管理費1,010万3,000円の減額でございます。パソコン機器等の障害対応要員として委託契約によりヘルプデスクを採用しましたが、入札の結果安価で契約できました。また、パソコンの購入費が当初予定していた価格より大幅な安価で購入できた、こういったことによりまして執行残の不用額を減額いたすものでございます。

次に、補正予算説明書17ページから18ページをお開き願います。款2 総務費、項2 徴税費、目1 税務総務費、大事業、職員給与費、中事業、一般職給与492万7,000円の減額につきましては税務職員46人分の給与等でございますが、主に人事異動及び給与改定等によります精査しました減額でございます。一部時間外勤務手当や職員共済組合の負担金が増額にはなっておりますけれども、期末手当の減額幅が大きいことから、総体的には減額補正を行うものでございます。

同じく説明書でございます。17ページから18ページでございます。款2 総務費、項2 徴税費、目2 賦課徴収費、大事業、市税賦課費、中事業、固定資産税・都市計画税関係費398万4,000円の減額につきましては、家屋評価システムの入れかえが行われたわけですが、予定価格より安価で済んだことによりまして機械借上料の一部を減額いたすものでございます。

以上で議案第107号、一般会計補正予算のうち総務部所管のものにつきましての概要説明とさせていただきます。よろしくご審

査賜りたいと思います。

委員長 これより総務部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

堤委員 歳入でパッカー車とリフト式の車両の売り払いということなの
ですけれども、これそれぞれ走行距離というのはどのくらいだっ
たのですか。

管財課長 塵芥車いすゞ・エルフでございますが、この車両につきまして
は走行キロが6万1,458キロ。リフトバスのほうの関係でござい
ますが、1台が9万4,708キロ、もう一台が8万5,103キロでござ
います。

以上でございます。

堤委員 そうしますと、平成11年が初年度ということなのですけれども、
これは平均的な走行距離ですか。それともかなり年度間の走行が
標準よりも多いという状況なのでしょうか。

管財課長 この車両につきましては総合クリーンセンターの車両でござい
まして、通常の乗用車とかうちのほうで管理しております乗用車
とタイプの異なる車両なので、大変申しわけないのですが、そ
の塵芥車の走行年間距離というような形の把握は私のほうではや
っていませんので、平均距離というような形のものはうちのほう
では把握しておりません。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

 以上で総務部所管のものについての質疑は終了しましたが、各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

 暫時休憩いたします。

 午前 9時47分 休憩

 午前 9時48分 再開

委員長 会議を再開いたします。

 次に、議会事務局所管のものについて議会事務局長より説明を求めます。

概要説明

議会事務局長 それでは、議会事務局所管のものについてご説明をいたします。

 予算説明書、事項別明細書、13、14ページをごらんいただきたいと思えます。款1項1目1議会費、大事業、議員報酬等545万3,000円の減額は、さきに可決、施行されました改正条例に基づき、議員期末手当の支給率を年間0.25月分引き下げるもの及び6月期末手当の新人議員の在職期間による減額分でございます。

 次に、大事業、職員給与費、中・小事業、一般職給与40万6,000円の減額は、今年度の給与改定及び人事異動に伴う過不足額の調整でございます。

 なお、共済費が90万6,000円の増額となっているのは、長期給

付にかかわる負担率が上がっていることが主な要因となっております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

委員長 これより議会事務局所管のものについて質疑に入ります。
質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ議会事務局所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管のものについて選挙管理委員会事務局長より説明を求めます。

概要説明

選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局所管のものについてご説明を申し上げます。

補正予算説明書9ページから10ページをごらんいただきたいと思っております。款15国庫支出金、項3国庫委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金、説明欄、投票人名簿システム構築交付金158万5,000円、これにつきましては国民投票に係るシステムの構築に要する経費のうち、期日前投票に係るシステムの構築に要する経費について交付決定を受けましたので、今回補正予算に計上させていただくものでございます。

次に、予算説明書17から18ページをごらんいただきたいと思っております。款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費、説明欄

の職員給与費85万3,000円につきましては、職員1名が昇格したことによる給与の増、それから共済組合の負担金の増などによるものでございます。

次に、予算説明書の19ページ、20ページをごらんいただきたいと思いますが、一番上でございますが、目1 選挙管理委員会費、説明欄の国民投票関係事業379万円の減でございますが、これにつきましては平成22年5月18日に国民投票法が施行されるということで、当初予算につきましては国民投票に関係するすべてのシステムの構築をすべく、その総額537万6,000円を予算計上いたしました。その後県からの通知によりまして、今年度は期日前投票システムの構築のみを事業とするようにという指導がございまして、その分の158万6,000円、これだけを残して、残りの関係、その他の関係のシステムにつきましては平成22年度以降に執行するということで、残りの379万円は補正減するというものでございます。

以上でございます。

委員長 これより選挙管理委員会事務局所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ選挙管理委員会事務局所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、監査委員事務局所管のものについて監査委員事務局長よ

り説明を求めます。

概要説明

監査委員事務局長 説明書の19から20でございます。下段の監査委員費
12万8,000円の増額については、給与の改定などに伴って調整を
図ったものでございます。

以上です。

委員長 これより監査委員事務局所管のものについて質疑に入ります。
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ監査委員事務局所管のものについての質疑を終結いた
します。

暫時休憩いたします。

午前 9時54分 休憩

午前 9時55分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第107号 平成21年度入間市一般会計補正予算（第
6号）のうち所管のものを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前　９時５６分　休憩

午前　９時５８分　再開

委員長　会議を再開いたします。

ここで、委員長より申し上げます。請願第４号の審査に際し、委員会傍聴の申し出があります。

お諮りいたします。請願第４号の審査については、傍聴を許可することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可することに決しました。

さらに、お諮りいたします。請願第４号の審査については、執行部の同席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めます。

よって、執行部の同席を求めることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前　９時５８分　休憩

午前１０時００分　再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

請願第4号 所得税法第56条を廃止するよう国に意見書の提出を求め
る請願

委員長 請願第4号 所得税法第56条を廃止するよう国に意見書の提出
を求める請願を議題といたします。

請願の朗読は省略いたします。

請願の要旨について紹介議員の石田議員から説明を求めます。

要旨説明

石田議員 紹介議員として説明いたします石田芳夫です。よろしくお願
いいたします。

大野紀雄さんほか2,402名によります所得税法第56条を廃止す
るよう国に意見書の提出を求める請願について説明いたします。

日本の経済を根底で支えているのは中小業者です。その中小業
者の経営は、大半が事業主と家族の労働によって成り立っていま
す。特にこの大不況の中、中小事業者や商店では人を雇う余裕が
なく、事業主の妻や子供の働きによって苦境を乗り切ろうと懸命
の努力がされています。

請願に述べられている所得税法第56条は、要約いたしますと生
活を一つにする配偶者とその親族が事業に従事した際、対価の支
払いは必要経費に算入しないとしています。このため、家族従業
者の給料については、税法上必要経費として計上、事業収入から

控除することが認められず、事業主の所得とみなされ、課税されています。事業主の所得からは、配偶者86万円、家族の人たちが50万円が控除されますが、家族従業者が働いた分給料が正当に反映されているものとは言えません。零細業者の経営を圧迫するとともに、家族従業者は社会的にも経済的にも自立できずにいます。

総務省の労働力調査でこの10年間を見ますと、事業主は754万人から607万人に減っております。147万人減少しております。家族従業者のほうは356万人から244万人に132万人いずれも減っており、特にこの家族従業者は3割以上の大幅な減少となっております。配偶者に対して86万円といたしますと、時給に直しますと295円。家族50万円としますと、これに対します時給は171円という異常な内容である。所得税法第56条が家族従業者のワーキングプアを強いている大きな要因の一つにもなっていると考えております。

請願署名を始めた段階では、採択された意見書の数は81議会でしたが、11月12日現在では130議会で採択され、急増しています。ぜひ本請願を全会一致で採択し、意見書を提出していただくようお願いし、請願の説明といたします。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

小島委員　石田議員に1つ質疑させていただきます。

今回の請願は入間民主商工会から出されたものでございますが、これは入間市市議会としての意見を提出するからには多くの

市民の関係団体からの意見が必要だと認識しております。そうしますと、税理士会、商工会、またJAなどへの呼びかけや賛同が必要であったと考えられますが、各団体には呼びかけや賛同が得られたのかどうか、ご質疑させていただきます。

以上です。

石田議員 私の方では詳しくそれは承知しておりませんが、幾つかのそれぞれに対して呼びかけは多分されているものと思っております。ただ、賛同者が得られるところまでいかなかったのではないかと考えておりますけれども。

吉澤委員 では、何点か質疑させていただきます。

まず、所得税法のこの56条は、中小零細業者の家族従事者にどんな不利益をもたらしているのか、もし具体的な事例があれば教えてください。

石田議員 具体的には、例えば交通事故で入院した場合の保険の査定等が行われる場合があります。それで補償されるわけですが、そういった場合に年間の収入、やっぱり奥さんの場合ですと86万円、そこで働いている人だと50万円とみなされてしまうと。ですから、これを時給にすると先ほど言いましたように295円ぐらいで、実質何日間仕事を休まざるを得なかったのかという計算がされてしまうのです。ですから、実態と違ってかなり極端に安い補償しか出てこない、そういったことを聞いております。そのほかにも、息子さんが年収が一応50万円で見られてしまうものから、車を買う場合のローンが組めないとか、もちろん住宅ロー

ンも組めないという状況、こういったことを聞いております。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

それから、諸外国の状況はどういうふうになっているのか、自家労賃を認めている状況なのか、もしわかりましたら教えてください。

石田議員 外国の場合、多くの場合認めております。例えばアメリカでは、家族従業員であると否とを問わずに、正当な給与は事業経費として控除を認めております。イギリスは、事業目的のために行われたものについて、事業上の経費として控除を認めています。ドイツは、事業経費として支払われた金額をすべて控除するのが原則とされております。フランスは、家族従業者に対する報酬は損金または必要経費で控除しております。韓国では、従業員に配偶者、扶養親族も含まれ、給与は事業所得の必要経費としております。オランダでは、家族従業員の賃金は控除可能となっております。スウェーデンでは、家族経営でも所得を分割し、それぞれが納税ということで、ほとんどの国、多くの国がこういった形で家族のやっぱり労賃というものはしっかり認める状況にあります。

以上です。

吉澤委員 では、続けさせてもらいます。

そういう状況の中で、何で日本、国はこの56条の廃止を認めようとしなかったのか、この間の経緯というか、その理由がもしわかれば教えてください。

石田議員 もともとは戦前の拡張性という状況の中で、戦前は300円以上の所得がある人ですか、その人たちが税金を納めるのであって、それ以外の方は家族の中に含まれてしまって納めていないという状況があったのです。そんなものを引き継いだ中で、戦後戦争が終わってシャープ勧告ですか、それが昭和24年に出てきてかなりの改善はされたのですけれども、この問題だけは残ってしまったという状況なのです。そういった状況の中で今こういった形で進んできているのです。実際に青色申告にすると、皆さんご存じのように家族のもの全部認めるという扱いになっております。だけれども、実際に白色で申告する状況ではそうになっておりますけれども、ただここでちょっと変わってきたのは、昭和60年代の後半になって、白色であっても記帳義務だとか保存の義務とかいうのが出てきたのです。これは、所得が300万円を超えるものについては、白色であっても青色と同じ形でそれぞれ記帳義務とか保存義務が出てきているという状況ですので、ぜひともそういった状況を考えたときに、やっぱりこの青色で認めておりますように、税務署に事前にそれぞれ相談して申告するのですけれども、そういった形での労賃をしっかりと認めてもらうのが原則。そこがやっぱり見解の違いになって、国のほうでもなかなか出てきていないという状況だと思うのです。

吉澤委員 これまでの国の言い分というのは、そういう青色申告を進めてきたというのもあったと思うのですが、新政権にかわって現在国の意向というのはどうなっているでしょうか。

石田議員　これ新政権になる前から国会でも何回か取り上げられている問題なのです。前の政権のときにも、いずれにしろ検討していくという方向までは出してきているのです。新政権になってからも、これからは財務副大臣もしっかり検討する、こういった形で方向も明確になってきている。ですから、今の状況ですと恐らく次の税制改正ですか、そのときに改善される可能性が非常に高まってきているというふうに思っております。

吉澤委員　最初の説明のときにもちょっとあったかと思うのですが、現在の地方議会のこの廃止を求める意見書の状況やそのほか業界団体の廃止を求める意見書など、状況わかればもう一度お聞かせください。

石田議員　業界というと、税金のほうの専門家である全国の女性税理士連盟ですか、近畿青年税理士連盟、こういったところとか、全国の税理士会のうち、15あるらしいのですけれども、そのうちの9税理士会が廃止の意見を表明しているというふうに聞いております。それと、自治体の関係では、先ほど言いましたようにここで一気にふえてきて、恐らくこの12月議会過ぎるとまたふえるのではないかと思いますけれども、実質この9月ぐらいのときにここに書いてあるような形の81議会だったものが、既に11月12日現在で130までふえているというふうに聞いております。

宮岡幸江委員　お願いいただいた文章の中からちょっとお聞きしたいのですが、どのように理解しているのでしょうかと思うのですが、ここの請願の文章の趣旨の中で、「女性が自立していくための基

本的な要件」ですとか、「男女共同参画社会基本法に違反する」とかいう文が出てまいります、これは第56条のどこからこのようなことを表現するのか、その辺のことがもし説明者のほうで感じられればそのあたりをお聞かせください。

石田議員 1つは、女性が自立していくための基本的要件ということでは、女性として当然働いた場合に、少なくとも今180万円とか200万円ぐらいは働けば給料を得られますよね。ところが、実際にここで認めているのは、奥さんの場合ですと86万円と。例えばそのうちの子供さんでも、特に男の人は出てしまう場合が多いのですけれども、女性が結構家内労働というか、手伝っている場合が多いのですけれども、その娘さんが自立する場合にはこれ収入が50万円しか認めないと。これがやっぱり大きなネックになっているのではないかということです。

あと、男女共同参画社会基本法の関係では、これはもう最初からそういった現在の実際に男女での間でいろいろ差別が生まれてしまっているという実態がある中で、これを何とかしようという中で、積極的な提案として国に対してとか県に対して、入間市に対してもそれぞれ差別をなくしていく方向を打ち出しているわけです。その具体化の中で行われる問題ですから、ほとんどこの法令全文から読んでみても、あるいは2条の定義だとか3条の男女の人権の尊重、こういったところを読んでも、ほとんどやっぱりこういった56条の関係が関連する形で、そこで女性が働く場合も、奥さんが働く場合、娘さんが働く場合、それぞれちゃんと普通の

社会に見合った形の賃金をやっぱり保障していくと。自分の家で働いている場合には86万円とか50万円になってしまうのですが、これが外に出ていけば恐らく先ほどの170万円とか200万円ぐらいの収入にはなる働きをしているという状況だと思うので、そういった関連があるのではないかなと。

宮岡幸江委員 しかし、ということは、配偶者ということの意味というのでしょうか、配偶者をどのように理解するかだと思うのですけれども、これはあくまでも女性という言葉どこにも出てこないし、女性がその事業主ということも考えられるわけです。そうした場合は、配偶者は夫になるわけですね。

〔(そうです) という人あり〕

宮岡幸江委員 この配偶者自体を男性ととらえるからこそ今のような原理になってくるのかなと私は思うのですけれども、それがかえって逆にねじれた男女共同参画のほうの理解につながるのではないかとこの文章を見たときにそれを感じたのですけれども、その点はいかがでしょう。

石田議員 確かに逆の面もそれは考えられるというのは、そのとおりだと思うのです。ただ、一般的に多いのがこういった状況があるというところと、先ほど実際に働いている中で、家族労働の場合にはどうしても将来のこと考えると、そのうちの息子さんに関してはできたら小さな自宅でやらないで、大きく独立してほしいというので、結構長男の方、次男の方出てしまう方が多くて、そこで働いているのが割にお嬢さんの方が、娘さんが多いという実態も

あると。そういった意味も含めてこういった表現になっていると思います。そういうふうには解釈しております。

宮岡幸江委員 そうした場合に、今青色とか白色、2つありますけれども、この選ぶ自由というのはあるわけです。白でやっていきたくなければ青でも選択はできるという、そういう選択の幅はあるわけなのですけれども、その点はどのようにお考えですか。

石田議員 基本的には、それは確かに選択もできます。ただ、税金の申告の仕方によってそこで働く人たちの賃金が、当然180万円なり200万円認められるべきところが実際に86万円とか50万円しか認められないというのはやはり問題だろうと。だから、白色をでは青にすれば全部解決するかというと、先ほどもちょっと言いましたが、白色のままでも実際には記帳義務だとかいうのが出てくるのが、所得が300万円超えるとやっぱり白色のほうでも青色と同じような形で記帳義務が出てくる。だけれども、それだけやっても実際には今の状況ですと86万円と50万円しか認められないという状況なのです。

宮岡幸江委員 私も小さな事業というか、本当にちっちゃな家内労働みたいなことやってまいりましたけれども、でも自分は青色でやってきました。というのは、そんな小さなものでも税務署のほうでは、おまえは白に行けとは言われなかったわけです。そういうふうな自由はあるという思いがありますし、先ほどおっしゃっていた女性の視点から見たら、今の女性たちはいつまでも自分たちに不利なことなのかしら、選択できるのならばほかの選択をする実行

方というか、そういうものは今の女性たちは大いにあると思うのですけれども、そういう観点はお考えはないですか。

石田議員 基本的には、それぞれの税金をどういう形で納めるかというのは本人の自由ではないかと。ただ、本人の自由が認められていながら、そこにおいて実際に働いたその実態を伴わないような形のものしか認められないというところが問題なのではないかと。ですから、もちろん白でやっていたって、決して300万円いかなかったって実際にちゃんと記帳している人もいるでしょうし、そういう人はいると思います、確かに。そのとおりだと思います。自分の経営の方針からむしろそういったものちゃんとつけておいたほうが理想的だし、だからといって必ずしも青でやらなくてはならないということではないのではないかなと。ですから、それは自由ではないかというふうに考えます。

宮岡幸江委員 自由だからこそこれを、私から見るとこの女性問題のほうに、ここへつなげることが私はちょっとうがったように理解したのです、この文章からしたら。だから、そのところが私からするとちょっと女性問題をかえってゆがめてしまう文章になるのではないかというふうに私は感じたのですけれども。

石田議員 私が先ほど言いましたように、もうくどくど言ってもしょうがないと思いますので、申しませんけれども、そういった懸念があるのでしたら、ぜひ常任委員会という最終的に意見書をまとめるときに、そうした意見を反映させて意見書にまとめていただければなというふうに考えます。

塩屋委員 大体今やりとりする中で大分わかってきたわけなのですが、今の56条の関係の生計が一の専従者控除額、これが配偶者で86万円とか、それ以外で50万円とか、これ息子さんなんかの、子供さんの場合なんかもあり得るわけですが、それがどう考えても低いなというのは、これは率直に思いますし、これでは生活どうしようもないわけです。といった点で、これ以外は全部1人に集約されれば税率額が違ってくるといってもありますし、そういったものはあると思います。

問題は、56条、57条との関係、いわゆる白と青との関係で、実際今石田議員も触れられましたけれども、現在では300万円を超える事業所得については記帳義務があるのだと。そうすると、従来と違って、現実にはでも私思うのだけれども、一定の所得がある人は青にすることがそんなに苦痛なのかどうかと思うのです。実際には昔と違って、昔だったら複式簿記をある程度、基礎的なことを知らなければとかいう問題が出ただけだけれども、今本当の数万円、低いほうの数万円のソフトを買くと、全部単純にぼんぼんぼんぽんと入れればみんな分類されてしまうと。減価償却、固定資産台帳だとかいろいろなつくってありますけれども、こういうのも自動的にもうぼんぼん、ぽんぽんできてしまうのです。科目も分かれるし、するともう青色で必要な損益計算書、貸借対照表、これももう自動的にぱっと出るというのが現状なのです。

そう思いますと、一方では現状の法律が古いということもあって矛盾点あるし、これはこのままではいけないと私は思います。

ただ、一方で例えば今回請願者である民主商工会さんなんかが関係者にそういう安い値段でもソフトが、なおかつ素人でもいわゆる事務的な、そんなに負担が重くなく、簡単にできるよというような形での宣伝というか、啓蒙というか、講習会みたいな、そういったことを一方でつくっていく必要があるのではないかと。例えば僕が税務署員あるいは市の税務関係の職員だとしたら、確定申告の時期1カ月間か、相談がありますけれども、全然基礎、売り上げが、所得が、収入が幾らで費用が何がかかったよというのがない人ばかりだったら、はっきり言ってつかみようがないです。という点では、収入はどのくらいあったよ、それからそれに必要な経費はこんなものがあったよ、こんな車だったら車を買ったよとかいう最低限、やっぱりそういったのは最小限把握する必要があると思うのです、納税義務者の側としても。それから、必要以上に多くの税金を取られないためにも、適正な税額にするためにもという点では、もっともっと一つの運動としても、一方で税法のこういった矛盾点を改正するような働きかけと同時に、一方ではそういったできるだけ青色の方向になじんでいくというか、日常的な業務やっているときのスタイルですね。というふうな働きかけというのも大事ではないかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

石田議員 これは、ちょっとあるかもしれません。私正確につかんでいるわけではないけれども、多分その辺は青色申告会というのがよくいろいろな活動をやっていますよね。そちらのほうでは、そうい

った形で進めているのではないかと思うのです。確かに自分で収入がある問題ですから、できるだけそれ的確につかんで、やっぱり年間の計画つくったりとか、予算つくったりとかいろいろあると思うので、それはやっぱり一つの方角だと思うのです。けれども、現実的にそういった中で、どちらで申告する自由もあるわけです。青色でやっても、白色、どちらでも自由なのだと。基本的には、どちらで申告してもいいわけです。そういった意味で全員を、それ確かに青色のほうがそういった形の可能性はありますから、そういった方向に持っていくというのも一つの方角ですけれども、それはその人なりのやっぱり自由の中でやっていると思うのです。それで、比較的やっぱりなかなかパソコンそのものに触れない人も結構まだ多いのです。特に農家の関係だとか、そういう中でも結構いますし、年配の方だってなかなかパソコンそのものも扱えない人たちもいるので、実態としてやっぱりまだ白の人たちがかなりこれからも残っていきだろうと。方向としてはそれわかるのですけれども、そういうふうには考えていますが。

塩屋委員 今、青色申告会がそういうことをやっているのではないかと、多分やっているのだらうと思います。ただ、問題は民主商工会という今回の請願の主体になった団体が内部の人たちに対して、外までは言わないけれども、大した少なくともそういった働きかけなり、それからパソコンについても今低価で、いわゆる安い値段でどんどん単純化されたものもあるわけです。例えばこういうのを使えばもう簡単にできますよ、ちょっとこんなことを覚えてもら

えばもう普通にノートにメモ書きする程度の労力でできてしまうのですよと。実際には書くより楽ですから。そういうふうに運動としてもやることも一方では必要なのではないかなという、そういう意味です。だから、あくまで青色申告会だとか、そういう問題ではなく、この団体として、請願者として。

石田議員 私の方で入間民主商工会の運動方針というか、そこまではちょっと把握しておりません。ただ、実際にはパソコンやなんかの利用がかなりふえてきているから、それも可能ではないかというふうには思いますけれども、実態はつかんでおりません。

齋藤委員 今、大体お話聞いて、この所得税法第56条の趣旨というのが、ちょっと私の方の調べた中とは意味が違っているのです。言葉が、ちょっとこれは私が言ったわけではないのです。その趣旨という中身の中で出てきた言葉の中に、言葉は悪いかもしれませんが、けれども、要領のよい納税者がみずからの所得を恣意的に分散し、不当に累進課税を逃れるために、実際には対価の支払いがないにもかかわらず親族に対して対価を支払ったこととしたり、あるいは実際の勤務の実態に照らして適正とは言いがたい過大な対価を必要経費に算入するなどの行為を防止することというふうにこの趣旨の中に入っているのです。だから、今までの説明とはちょっとがらっと変わっているのですけれども、それで租税回避行為の防止と私は認識をしているのですけれども、租税負担の公平性の観点から必要と考える、これがまず1点の質疑です。もしわからなければ別にいい。わかる範囲で結構です。

もう一点目は、同法の第57条、これ経費計上の特例として青色申告の規定がありということは、先ほどからも、今前委員からお話、指摘がありましたように、そういうお話は間違いないと思いますが、説明者がおっしゃっている白と青との違いも間違っていないと思います。その中に、適正に申告を行えば専従者への給与は事業者、納税者ですね。の必要経費として認められているので、何ら支障はないと思われますけれどもという、その今の第57条、その2点についてお答えを願いたいと思います。

石田議員 実際税金を少しでも安くというので、ちょっと悪いところで走ってしまうという実態は、それは白という、あるいは青、両方あるのではないかと思うのです。別に白色だからその人たちが悪いことをするという問題ではなくて、それは申告する側で意図的にそういうものをたくらんでやる人も確かに中にはいると思うのです。ただ、その人たちというのは、税金の申告をごまかそうとするのはごく一部ではないかと、実態としては。ですから、実態としてやっぱりそういう状況だから、それは別に税務署のほうでもそうですけれども、きちっと取り締まったり、調査して詳しくやるとか、いずれにしろそういった方向で解決すべき課題であって、今回のこの56条の関係はそれよりも現実にこういった86万円と50万円しか認めないと、こういうひどい内容そのものが深刻な課題ではないかというふうに思っております。

それと、もう一つ何でしたっけ。

齋藤委員 同法第57条について。

石田議員 57条で。

齋藤委員 今の必要経費、要するに適正に申告をしていれば、別にそれを何ら変えることがない、廃止することがないという、そういう必要性がないのではないかということです。

石田議員 適正に申告する中で、実際に認められるのが86万円と50万円しかないから問題になっているのです。57条の関係多分事前に税務署に申告して、娘さんの給料を来年度は例えば180万円なり200万円にしますよというので、申告してあってそれが適正にちゃんとそこで働いている形になれば、ちゃんとその分は青色で控除されるわけです。できるわけです。ところが、さっき言った不正の問題で言えば、それが実態を伴っていないと。実際娘さんはそこに働いていないで、仕事もしていない状況なのだけれども、支払ってれば、これはやっぱりさっきの適正ではなくなってくるという問題も絡んで、青か白かという問題よりもむしろしっかりと56条を廃止して働いた人の賃金をしっかりと認めてほしいと。180万円なり200万円稼いでいれば、それは自分の家で働いてもやっぱりそれをちゃんと認めるべきではないかという趣旨なのですけれども。

堤委員 市内の実態ということでちょっと身近なところに目を置きたいと思うのですが、現在白色で申告されている市内の中小業者、またそこで従事している家族従業者の人数というのは、どういう実態がおわかりでしょうか。

石田議員 申しわけないのですが、その実態ちょっと把握しておりません

ので、後で執行部のほうにわかるようでしたらお願いしたいと思
います。

堤委員 実際のその数字は調査をしないとわからないと思うのですが、
おおよそこういった環境にいる人たちはどのくらいの事業数なの
か。おおよそこのくらいであるという、漠然でもそういった数字
はある程度お示しいただかないと、ちょっとその全体像というの
わかりませんよね。

石田議員 これは、多分税務署のほうに聞かないとわからないかなと思
うのですけれども、今の不況の中で税金そのものを申告するほど所
得がない人たちもかなり出てきたりとか、いろいろな状況の判断
があると思うのです。だから、そういった意味では、私のほうで
はちょっと正確に何割とかいう形の実態がつかめていませんの
で、よろしくお願いします。

堤委員 くどいようですけれども、例えば入間市内に中小零細と言われ
るような企業がおよそどのくらいあるのだと、こういった環境に
置かれている事業所の数と、それから家族従業者が15万入間市民
の全体の中でおおよそこのくらいいるだろうという、やっぱりそ
ういうのは大事だと思うのです。例えばこういった環境に置かれ
ている人が1割なのか、5割なのか、これは随分実態変わってき
ますよね。そういった状況をある程度やっぱり把握をされた上で、
恐らく紹介議員になられた段階では、そういったでは入間市の実
態はどうなのだという感覚になれば、例えばでは執行部にそうい
う実態持っていないかと、税務関係の。これはもう公表できる範

圏内で、そういう情報収集というのは私は可能なのではないかと
思うのですけれども。

石田議員 申しわけないのですけれども、今回署名なされた方が2,402名
になっていますけれども、恐らく例えば数千の数はあるのかなと
いう感じがするのですけれども、実態としては正確性はありません
ので、ぜひとも執行部なり税務署に調査しないと、ちょっと税
務署でもどこまで発表するかわかりませんけれども、つかんでお
りませんので、よろしくをお願いします。

堤委員 これ就業形態によって、例えばサラリーマンとか、個人事業者
とか、また法人も含めて、それぞれ所得の把握というのは一律で
はないですよ、その環境によって。これは、しっかりと捕捉で
きる環境もあれば、なかなかこれ難しい環境での就労形態もある
と。そういうことからすると、みんな同じにというのがなかなか
これも逆に難しい面があると思うのです。そこで、いろいろ選択
肢があるほうがいいと。

先ほど来話がありますように、青と白とどちらを選択するかと
いう選択の自由もあるというお話でしたけれども、私は同じ選択
をするのであれば有利なほうを選択すべきだと、いずれにしても
基本的な認識としては。どっちを選ぶことによって、自分にどっ
ちが有利なのだということであれば、私は一般論として白よりも
青を選んだほうが、専従者給与もありますし、申告することによ
って青色申告の控除もあるということになれば、そんなに難しい
話ではないですよ。年間の収益が例えば1,000万円も2,000万円

もあるという、そういう規模の事業所と違って、そんなに多くない所得だと思うのです。ですから、お金の出入り、これはもうどんな営業を営んでいたとしても、やはりクリーンにするというのがこれ基本的な話ですよ。ということになれば、お金の出入りをちゃんと自分で管理していくということになれば、私は白でも青でもそんなに事務的な煩雑な内容というのはないのではないかと。むしろ同じような経理処理をすれば、青を選んだほうがいろいろ経営者としては利点が多いですよということになれば、では有利なほうを選んで節税のための努力をしようというのは、私は一般的な認識だろうと思うのです。青にしても、例えば貸借対照表の記帳なんていうのがありますけれども、貸借対照表を記入しないからでは青色申告を認めないかということ、現実的にはそういうことはありませんから、貸借対照表を記入しなくても青色申告は可能だというふうに聞いておりますので、そういった難しい事務処理は私は要らないのではないかと。個人でそういった経理処理をしっかりやっている方もいますし、専門家をお願いしている場合もあるでしょうけれども、そういうことからすると私は経営者としては有利なほうを選択すべきだというふうな基本認識を持っていますけれども、いかがでしょうか。

石田議員 実際にその申告している人の中でも、サラリーマンでも例えばほかの収入がある場合には当然こういったことの関係になってくるわけです。家賃収入があったり、いろいろな形での、書籍の販売とか、いろいろな自分で本書いたりしている人たちの収入だと

か、いろいろな場合にそれぞれが合算されてやってきますから、なかなかその数というの実態さっき言ったようにちょっとつかめていないというのが、申しわけないのですけれども、そういった状況なのです。

有利な青色申告をすべきだと、それも一つの方法だと思うのです。私も決してそれを選んで、むしろ青を白にしろとか、そう言っている意味ではないのです。現実的には、今青色申告と白色と両方あると。白で申告しているのも相当数あると。そういう人たちの不利な状況を改善するために、働く人たちの賃金をしっかりと認めてもらうという観点から、実態に合った形で、年収180万円なり200万円なりのそれぞれ状況あると思いますので、そういった方向を認めて86万円と50万円というの、こういった形のものはやっぱりやめるべきではないかということで、先ほど言った130の議会の中で恐らく、わかりませんが、武蔵小金井とか幾つかの議会ちょっと見たのですけれども、そうしましたら全会派一致で賛成しているという形で意見書もまとまっておりますので、白色で申告している人たちが実態としているという実態から出発して、ぜひその人たちを救済する意味からこういった形の意見書を提出してほしいというふうに考えております。

堤委員　　そうしますと、ちょっと私もお聞きしますけれども、例えば今サラリーマンのお話が出ました。副業があった場合に、この人は本人ですから、家族がいるわけではないですよ。ですから、今回の請願の趣旨とは全く関係のない話なので、例えば年商500万

円だと仮に想定した場合に、ここで求められている時間給、今全国平均は恐らく900円ちょっと欠ける時給が全国平均だと思いますけれども、そういった場合に1カ月間就労した場合に、仮に800円の時給だった場合に家族従業者の給料というのはどのくらいになりますか。

石田議員 計算しないとぱっと出ないのですけれども、時給800円で例えば8時間というのは割に少ないのかなと。一般的には、10時間ぐらいやっているのだらうと。それで25日掛けてもらえばかなりの金額が出るのではないかと思います。よろしくお願いします。

それと、私がさっきちょっと言ったのは、事業をやりながらサラリーマンをやっている人もいるという意味で、最後のほうになってくると、ほかにも一部働きに行ったりとか、実際自分の店だけで食べていけないという実態もあるので、そういった収入も得ている場合もあるという意味でお話したのですけれども。

堤委員 わかりました。500万円という想定でちょっとやっていきますと、500万円の年商ある事業所が、そこに奥さんが働いていたと。その奥さんの給料を例えば時間当たり800円と計算した場合、10時間そこに労働があったと。25日1カ月間働いた場合には約19万円です、その奥さんのほう。19万円ぐらいになりますよね。すると、年間でいきますと200万円超えます。そうすると、500万円の収入に対して必要経費が例えば100万円だと。事業主がその残った仮に半分200万円ですよね。そうすると、事業主と家族従業者が同じ給料というのはまずあり得ないですよ。すると、将来的にそ

の事業を展開していくために設備投資とかいろいろなことで留保資金というのは必ずとりますから、そうすると今言われているように、非常に奥さんの、配偶者の例えば給料の設定というのは非常に難しいですよ。だから、そういう何かわかってわかんないようなそういう部分があるので、やはり税法上はなかなか改正されない部分でずっと今まで来たのかなという、これはやはりその辺がクリーンにならないとなかなか税法の改正というのは難しいなという、そんな感じがします。ですから、そういった環境の中では、やはり有利な申告方法を選択するのが一番いい方法だろうと、私は今の時点ではそういう感じですか。将来的にはわかりません。将来的に環境が変わればこの法改正ということが出てくるかもわかりませんが、今の段階では少なくともそういう環境にはないのではないかと。もう少し法改正には時間が必要で、いろいろな議論が必要だろうと、そういう認識を持っていますけれども、いかがですか。

石田議員 今、具体的な例で堤委員からあって、500万円の年収で、例えば奥さんに対して200万円も払ってしまうと、経営者というものも200万円ぐらいしかないという状況、そういった問題が多分あるから逆に税務署でも、青色申告のときにもちゃんと事前に、奥さんに対して幾ら給料払う予定、あるいは娘さんに対して幾ら払う予定ということでやって、バランスを一定程度税務署のほうも指導してやっているのではないかと思うのです。そういった意味では、私は現実的な対応というのは確かに必要だと思うのです。

私も先ほどから、いつも言っているように、青色だから、白色だから、どちらがいいとか悪いという話はしていないのです。あくまで現状の中で白色の人たちがたくさんいるし、その人たちに対して余りにもひどい状況なので、これをなくして労賃として認めてやるべきだ。ただ、実際に今720円ぐらいが埼玉県最低賃金になっておりますけれども、それ以下でも実際にはたくさん働いているし、そういった実態があるのは承知しております。それでもやっぱり一面では実際の経営上仕方ないという家族労働の実態もわかっておりますので、その点はやっぱり誤解のないようお願いしたいなと思っている。できるだけ、とにかく余りにも低い状況なので、一刻も早く廃止して、改善してもらいたいというふうに思っております。

塩屋委員　ことしの6月に今回の請願と同趣旨の内容が狭山市議会で扱われているかと思うのですが、そちらでは趣旨採択というふうに聞いているわけですが、なぜ趣旨採択ということになったかとか、その辺の経過について承知されている範囲で教えていただけますか。

石田議員　狭山市の実態ちょっと把握しておりません。申しわけありません。

委員長　ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ質疑を終結いたします。

ここで、紹介議員の退席を求めます。

〔紹介議員退席〕

委員長 次に、執行部に対しまして参考意見の聴取を行います。

質疑を願います。

堤委員 先ほどちょっと紹介議員にお尋ねしたのですけれども、市内の中小企業、こういった白色で申告されているその実態というのはどういう状況なのでしょうか。

市民税課長 平成20年度決算のデータからですが、当システムのナビゲーションで検索しましたところ、青色申告が2,569人で、白色が3,105人。これ両方とも約ということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

堤委員 約5,600件のその事業所に携わる家族従業者というのはわかりますか。

市民税課長 専従者の数でございますが、約1,580人ということでございます。

堤委員 この約5,600件で合わせて1,580人ということで、青と白と分類できますか。

市民税課長 青色のほうは約1,289人で、白色のほうは291人ということでございます。

塩屋委員 これ昨年度で結構ですが、白色申告している人の中で300万円以上の事業所得というのは、概算でもつかんでいらっしゃれば教えてほしいのですが。

市民税課長 そのほうのデータは、現在持っていません。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ執行部に対する参考意見の聴取を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方から願います。

小島委員 所得税法第56条の廃止を求める請願について、反対の立場から保守系クラブを代表して討論を行います。

法第56条は、事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例が規定されており、確かに専従者への給与は事業者（納税者）の必要経費として認められていないが、法第57条では事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等が規定されています。適正に青色申告を行うことで必要経費として認められていることや廃止することにより、租税負担の公平性が確定できないことが懸念されること、また本件における決議、意見書を国に提出している議会は、全国の都道府県、市町村議会が約1,850あるうち81議会ということで、まだ議論が尽くされていないことなどを総合的に考慮すると、国に意見書を提出することは時期尚早であると判断し、反対の討論といたします。

以上でございます。

委員長 次に、賛成の方願います。

吉澤委員 請願第4号 所得税法第56条を廃止するよう国に意見書提出を求める請願について、賛成の討論を行います。

この請願は、代表者ほか2,402名の署名を添えて市議会に提出されました。内容は、所得税法第56条の廃止を求める意見書を市議会として国に提出するよう求めているものです。所得税法第56条は、生活を一にする配偶者とその親族が事業に従事した際、対価の支払いは必要経費に算入しないとしています。このため、家族従事者の給料については税法上必要経費として計上することが認められず、事業主の所得とみなされて課税されています。事業主の所得からは、配偶者86万円、家族50万円が控除されるだけとなっています。これは、家族従事者がその他の従業員と同じように働いても、税法上その働き分を認めないということです。このことは、基本的人権を初め個人の尊重、財産権などに照らした上で憲法違反と言えます。さらに、日本が批准している女性差別撤廃条約にも違反します。また、控除された分のみがその家族従事者の所得となるため、事業主の妻であれば年間86万円、子供であれば50万円がその人の所得となります。低所得者とみなされ、ローンが組めないなどの経済的、社会的不利益を強いられています。

青森県男女共同参画センターの委託事業として、青森県商工団体連合婦人部協議会が2005年に実施したアンケート調査で統計分析を行った田中寛青森公立大教授は、「業者の女性が究極のワーキングプアしたに置かれている原因として、所得税法56条が業者婦人を男性の附属物として扱うことを税法上から求めている」と指摘し、根底に男女差別があることを明言しています。

世界の主要国では、家族従事者の給料支払いは当然であり、必要経費として認められています。世界の流れからしても、日本の56条は不当であると考えます。従業員であろうと、家族従事者であろうと、実際に働いた労働に対して給料を認めることは当然のことです。同じ労働を青色申告か、白色申告かという制度の違いで給料として認めるかどうかを分けるというのは差別的で、中小零細業者の暮らしと経営を守り、そこで働く家族従事者の自立と人権を認めるために、所得税法56条は直ちに廃止すべきです。

現在、税金の専門家集団である全国女性税理士会連盟や全国の15税理士会のうち、9税理士会が廃止の意見書を提出しています。地方議会でも、130議会が56条の廃止を求める決議、意見書を採択しています。56条廃止の願いは、思想、信条や党派を超えた世論となっています。入間市議会としても、所得税法56条の廃止を求める意見書を提出し、国、政府に家族従事者の自家労賃を全額経費として認めるよう実現を迫るべきです。よって、請願第4号所得税法第56条を廃止するよう国に意見書提出を求める請願に賛成します。

以上で討論を終わります。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第4号 所得税法第56条を廃止するよう国に意見書の提出

を求める請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

委員長 起立少数であります。

よって、請願第4号 所得税法第56条を廃止するよう国に意見書の提出を求める請願は、不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 閉会の宣告（午前10時58分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして総務常任委員会を閉会といたします。

本日は、ご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 平 山 五 郎